

# 公文書公開決定通知書

明市第255号の2

平成27年7月17日

様

明石市長 泉 房穂



平成27年7月7日付けで公開請求のありました公文書については、明石市情報公開条例第15条第1項の規定により、次のとおり公開することに決定しましたので通知します。

公文書の件名又は内容	平成25年10月から明石市独自の出生届の使用を始めたことについて、①導入に当たり明石市内部で検討した内容等が分かる資料。②神戸地方法務局が同出生届の使用の中止を求めた文書及び、②を受けて明石市内部で検討した内容等が分かる資料その他これらに付随し又は密接に関連する文書一式
公文書の公開の日時	郵送による
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
公文書の公開の場所	郵送による
所管課	市民・健康部    市民課    庶務係 (電話    078-918-5020    直通 )

注1 公文書の公開の日時にご都合が悪い場合は、あらかじめ所管課へご連絡ください。

2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

明 市 号 外

平成27年(2015年)7月17日

様

明石市 市民・健康部市民課長

書類の送付について

標記の件について、下記の書類を送付いたしますので、よろしくご査収下さいますようお願い申し上げます。

記

公文書公開決定通知書 1通

※今後のお手続きについて

1. 資料等写しの作成費用300円と郵送料金200円の合計500円分を現金書留又は郵便定額小為替により「明石市行政情報センター」(〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号)までお送り下さい。
2. 料金送付確認後、当方より資料等の写しを送付いたします。

問い合わせ先

市民・健康部市民課

庶務係 竹森

TEL 078-918-5020 (直通)

FAX 078-918-5138 (直通)